

**東京都子供・若者計画（第3期）（案）に係る意見募集の結果について**  
**～貴重な御意見、ありがとうございました～**

- ・ 実施期間 令和7年2月10日（月曜日）から令和7年3月11日（火曜日）まで
- ・ 提出意見件数 86件

（ご意見は一部省略・加筆しています。お一人から複数のご意見をいただいた場合には、それぞれ別に記載しています。）

No	該当箇所	ご意見	都の考え方
計画全体について			
1	全体	この政策を、公務員ではない民間の方や同世代の子供をもつ母親世代の人など経験や広い視野を持った方を多く参加させてほしい。年配の男性が上長でその方の可決が必要な政策は(私の日本国民としての経験から)的外れになる場合が多いように感じるので、他の可決・実行するシステムが必要だと思う。行政内で、いい政策だったかどうかの評価を決める狭い社会にで裸の王様のような政策ではなく、実社会で機能する実際に子供達が助けられたと思うような機能した、政策である事を祈りたい。 おそらくたくさんさんの交付金や税金が使われるため、代理店にお金がたくさん落ちる無駄使いではなく、必要な金額を必要なところに落とす必要があるだろうと思う。公務員の方は、お勉強ができた方々の集まりだと思うので、ぜひその能力をかしこく有意義に使って頂きたい。	・第4章「4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組」に記載の通り、当事者である子供や若者の意見をつぶさに聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していきます。
2	全体	『「社会的自立」については多様な解釈が可能ですが、本計画では、子ども・若者育成支援推進法やこども大綱等の主旨を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会の多様な人々と関わり合い、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していける青年と位置付けます。』とあるが、この計画には、障害児（身体、精神、知的）、発達障害児、医療的ケア児などは、含まれているのか。計画のどこを読んでも、例えば、医療的ケア児についての記載はないように思う。障害がある、なしに関わらず、この未来の東京を生きていく子供たちである。そうした子供たちへの育ち、希望となるような計画でなければ、そもそも子供・若者計画とは言えないのではないか。東京都として、ちゃんとそうした子供たちと向き合っているかが問われている。しっかりと検討してほしい。	・基本方針Ⅱの「困難な状況ごとの取組」【3 障害のある子供・若者への支援】に医療的ケア児を含む障害児支援の充実について記載しております。
3	全体	東京都には、子供・子育て支援総合計画、ひとり親家庭自立支援計画、子供・若者計画、こども未来アクション、東京都の少子化対策などのように子供に関する計画が多く、わかりにくい。そして、それぞれの中身を見ると内容に重なりがあるように思われる。これらの計画を分ける理由はあるのか。こども基本法の第10条の第4項によると、「都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とある。また、神奈川県や埼玉県、千葉県、大阪府、愛知県などの公表資料や計画案を見ると、これらの計画を統合しようとしている。東京都もこれらの計画を1つにまとめてわかりやすくした方が良いと思う。	・毎年度改定する「こども未来アクション」・「東京都の少子化対策」を基軸に、スピーディーかつ効果的に子供政策・少子化対策をバージョンアップしていくとともに、「子供・子育て支援総合計画」及び「子供・若者計画」を策定してまいります。 今後も、こども大綱の政策目的と軌を一にして、子供・若者政策及び少子化対策を推進していきます。
4	全体	2023年4月から、こども基本法が施行され、各自治体は子ども・若者計画のように既存の各法令に基づく計画と一体のものとして、こども計画を策定できることとなっている。一体のものとして策定することで、住民にとって一層わかりやすいものとなり、事務負担の軽減も期待できる中、あえて子供・若者計画を単独で策定しようとしている意図を、都として明確にすべき。 一体のものとして策定しないことは必ずしもデメリットだけではない。例えば、研究者の中には「こども計画」とすることで、18歳未満の方重視の計画となり、かえって若者支援の観点が抜け落ちてしまうと指摘する方もいる。この計画を勘案する各自治体のことも踏まえ、都としてどういう考えがあったの判断なのか、本計画に明記してほしい。	・「2 計画の位置付け」に記載の通り、本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画であり、「2050 東京戦略」を推進する観点から、基本方針及び施策推進の視点を示したうえで、都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示し、子供・若者育成支援を効果的に推進することとしています。特に、子供・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援していくため、子供・若者計画（第3期）を策定しています。 また、都は、毎年度改定する「こども未来アクション」・「東京都の少子化対策」を基軸に、スピーディーかつ効果的に子供政策・少子化対策をバージョンアップしていくとともに、「子供・子育て支援総合計画」及び「子供・若者計画」を策定してまいります。 今後も、こども大綱の政策目的と軌を一にして、子供・若者政策及び少子化対策を推進していきます。

No	該当箇所	ご意見	都の考え方
5	全体	成年年齢が18歳に引き下げられたとはいえ、我々の年代から見ると20代前半までの青年期というのは不安定な世代だと思う。また、個を大事にする教育が重視された結果、社会生活を営む上で必要な倫理観や道徳観が欠落していると思う若者も多い。ここ最近の行政は少子化のせいにか子供に関するものが多いが、若者が社会に適応できる能力を育てていくために支援を続けることが大事だと思う。該当ページには東京都の政策が様々書かれているが、数も多く、どこを見れば適切な支援が受けられるか一般市民はわからない。できれば、小池知事のリーダーシップのもと、若者向けの支援を、子供時代から継続して受けることができるように、統合されることを期待する。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
6	全体	都として毎年策定している「こども未来アクション」との関係が不明瞭なので、都民や各自治体が理解できるようにその関係を本計画に明記していただきたい。特に、「こども未来アクション2024」には子供・若者計画をはじめとした法定計画と「連携」させていく、との記載があるが、5か年計画の子供・若者計画と毎年策定されている「こども未来アクション」を連携するとは、どういう意味なのかかわからない。子供・若者計画も今後毎年改定していくということなのか。	・「こども未来アクション」は、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針です。子供・若者の一人ひとりが、社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する本計画との整合を図り、スピーディーかつ効果的に子供政策をバージョンアップしていきます。
7	全体	並行して検討されている「子供・子育て支援総合計画」との関係も不明瞭だと思うため、関係性を明記していただきたい。また、基本方針3の「1 家庭の養育力・教育力の向上」に子育て支援の取組が記載されているが、「子供・子育て支援総合計画」と見比べると、かなり中途半端な印象である。子育て支援に関する部分は、「子供・子育て支援総合計画」の該当部分を参照するような記載にしてはどうか。国の「自治体こども計画策定のためのガイドライン」においても「個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。」との記載があり、こども計画と位置付けるかどうかはさておき、相互に参照しあうこと自体は問題ないように思われる。	・「2 計画の位置付け」に記載の通り、本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定しています。「子供・子育て支援総合計画」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るための計画である一方、本計画は、子供・若者の一人ひとりが青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを理念として設定しており、こうした理念に沿った取組を掲載しています。また、対象についても、乳幼児期から青年期までの青少年とし、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期としています。 本計画は、「2050 東京戦略」を推進する観点から、基本方針及び施策推進の視点を示したうえで、都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示し、子供・若者育成支援を効果的に推進していくものです。
「第1章 計画の策定に当たって」について			
「第2章 計画の『理念』・『基本方針』・『施策推進の視点』」について			
8	3 施策推進の視点	視点2に対し、例えば「視点4」では「支援の個々の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限らない。子供・若者のその時々状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつ支援を行っていくことも重要です。」とあり、そのような形で子供・若者が必ずしもあらゆる事象に対して意欲、関心を持って意見を発することを強いるものではないと、明示されてはどうか。「主体性を引き出す」「意欲や関心が必ずしも高くない子供・若者も」「思いや願いを汲み取る」などとあり、これらが重なり「意見を持たない」「意見を表明しない」ことを改善すべき憂慮すべき状態と捉える懸念がある。子供・若者は多様で、また発達段階によっても様々な差異があることから、意見を持たない、敢えて発しない等の状態を成長の一過程として是認・許容する記載にする、あるいはその旨を付け加えることができないかと考えている。現場において、ある対象に対して意見・関心を持たない子供に意見を言うことを強いたり、意見を持たない子供の意見を(その意図がどうであれ結果として)ヒアリングする大人が捏造することが起きないか心配である。	・視点2はこども大綱を踏まえて定めており、同大綱では、「意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。」と記載されています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所	ご意見	都の考え方
「第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開」について			
「基本方針Ⅰ 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援」について			
9	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【1 基本的生活習慣の形成】 子供の遊び場に関してプレパークだけでなく、地域子供の家（大人がいる）のようなアスレチックあったり、遊べる物がある居場所が欲しい。またボール遊びできる場や小さい子が遊ぶ場がないのでほしい。	・基本方針Ⅰ「1 社会的自立に向けた『基礎』の形成」の「1 社会的自立に向けた『基礎』の形成に係る施策等一覧」の「子供の遊び場等整備事業」に記載の通り、子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を支援しています。
10	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【1 基本的生活習慣の形成】 食を通じた子供の健全育成、および、公立学校における食育の推進、に対し食に関する教育は十分に科学的エビデンスに基づいて行うよう、お願いしたい。昨今、科学的エビデンスや公機関による認証等の客観的な視点に基づかない「有機野菜」等の採用が全国で散見されるが、行政が科学的エビデンスを重視しない姿勢を示すことは他の様々な施策への信用も棄損することになり、食に関する教育に留まらない悪影響がある。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【2 確かな学力の育成】 奨学金がネックで結婚に踏み出せないので成績上位キープで返さないスカラシップがほしい。	・基本方針Ⅰの「3 社会的・職業的自立を支援」【3 様々な就業支援】や「4 学びの機会の確保」【1 就園・就学支援】に記載の通り、奨学金を利用する大学生等が中小企業に就職し、継続して在籍した場合、奨学金返還をサポートする中小企業を支援するほか、東京の将来を支える人材確保に資する教員・技術系職員向けの奨学金返還支援に取り組み、若者をサポートしていきます。 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
12	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【2 確かな学力の育成】 「LPX」の概要、出典(記載されている計画等)等の情報を脚注等で補ってはどうか？	・頂いたご意見を参考に、以下のように記載させていただきます。 次世代の学びの基盤を作るプロジェクト「LPX（Learning Platform Transformation）」
13	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【2 確かな学力の育成】 「小・中学校や高校で十分に力を養うことができなかつたりした生徒」としてはどうか？ 現在の記載では「チャレンジスクールやエンカレッジスクール」の目的が「小・中学校や高校で十分に力を発揮すること」に読める。	・チャレンジスクールは主に小・中学校での不登校の経験や高校での中途退学の経験により、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする高校です。 エンカレッジスクールは、小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援しながら、勉強や学校行事・部活動などを通して学校生活を充実させる全日制の高校です。
14	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【2 確かな学力の育成】 私立学校への助成、に対し私立学校はあくまでも市場での競争によってその健全性が維持されるべきであり、在学する個々の児童生徒が不利益を被らないためのセーフティネットは必要であっても、学校そのものへの支援・助成は却って健全性を損なう結果にならないか？	・基本方針Ⅰの「1 社会的自立に向けた『基礎』の形成」【2 確かな学力の育成】に記載の通り、私立学校への助成は、私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるために実施するものです。
15	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【4 健やかな心と体をつくる】 プレーパークの運営を金銭面で補助してもらえると、地域住民でも運営しやすいと思う。地域が職場にもなり、大人の目が増える事で仕事を持つ親御さんも安心材料が増えるはずだ。	・基本方針Ⅰ「1 社会的自立に向けた『基礎』の形成」の「1 社会的自立に向けた『基礎』の形成に係る施策等一覧」の「子供の未来を育む『体験活動』推進区市町村支援事業（『遊び』特別推進枠）」に記載の通り、子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を支援していきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
16	1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	【4 健やかな心と体をつくる】	令和7年はスポーツの国際大会、世界陸上・デフリンピックの開催年である。P11の【4 健やかな心と体をつくる】に世界陸上・デフリンピックの記載がなく、P12～の「1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧」において、世界陸上・デフリンピックは「1 - (3) 豊かな人間性の育成」の中に記載があるだけで「1 - (4) 健やかな心と体をつくる」の中には記載がない。世界陸上・デフリンピックに関する取組の記載があまりにも少ない。世界陸上・デフリンピックの開催を契機とした取組にはその旨を明記すべきである。都が策定した世界陸上・デフリンピックビジョン2025には「陸上競技の解説や上達するためのトレーニングを紹介する冊子（スポーツドリル（仮称））を作成し、都内小学4～6年生へ配布」と書かれている。本計画にも記載することが望ましいと考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いたご意見を参考に、「社会的自立に向けた基礎の形成」【4 健やかな心と体をつくる】の項目に取組を記載させていただきます。</li> <li>◇東京2025世界陸上を契機としたスポーツ振興</li> <li>・陸上競技の解説や上達するためのトレーニングを紹介する冊子（スポーツドリル（仮称））を作成し、都内小学4～6年生へ配布します。</li> <li>・好きな時間に、好きなコースをランニングし、全国どこからでも参加できるバーチャルランを実施します。</li> </ul>
17	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【1 時代の変化に対応できる力の育成】	学生がもっと気軽に海外留学にチャレンジできる環境を整えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高校生等を対象とした海外留学支援をはじめ、私立高校が実施する留学参加生徒に対する当該経費の一部補助のほか、令和7年度から大学生等を対象とした新たな海外留学制度を創設します。引き続き、グローバル人材の育成に向け、より多くの若者が「海外留学の最初の一步」を踏み出すきっかけづくりをサポートしていきます。</li> </ul>
18	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【1 時代の変化に対応できる力の育成】	私はアメリカへの留学を希望しているが、留学には年間600万円と途方もない金額が必要になる。奨学金を得てもとても足りない。留学支援とあるが、他の給付型の奨学金との併用を認めていただくと有り難い。そのような制度設計を望む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
19	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【1 時代の変化に対応できる力の育成】	国際バカロレアの取り組みは無駄。優秀な生徒ほど国内で奨学金などで優遇して育てるべき。日本人の特性や優秀な技術などは海外に持ち出すべきではなく、国内で育てるべき。これは国防にも繋がる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案【1 時代の変化に対応できる力の育成】に記載のとおり、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次代のリーダーとなる人材を育成するとともに、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協働しながら課題を解決する力を身に付けるため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを支援します。</li> </ul>
20	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【1 時代の変化に対応できる力の育成】	グローバル人材、大賛成。在外邦人として思うに、自国を誇れない国際人は信用されない。まずは国語と自国文化の学習を行うべき。母国ダイグニティ教育こそ推進すれば、おのずと他国に対する尊敬の念が育まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案【1 時代の変化に対応できる力の育成】に記載のとおり、日本や海外の伝統・文化を正しく理解するための取組や異文化交流等を推進し、世界各地の人びとと相互理解を深め、共に活躍できる多文化共生意識を涵養します。</li> </ul>
21	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【1 時代の変化に対応できる力の育成】	多文化共生意識の涵養について、欧州滞在30年、欧州社会の破壊を体験しているが、これは多文化共生主義の結果である。各国が正式にその政策の失敗を認めている。同化政策で外国人こそ努力義務を課すべき。アムステルダム大学の"Borderless Welfare State"2023年、など参考にしてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
22	2 社会形成、社会参加できる力の育成	【3 健康・安全に生活できる力を養う】	性教育について、生徒に適切な意思決定をさせるとは何か。包括的性教育は日本文化の破壊である。海外を見てほしい。若年層への過度な性教育をした結果、思春期の不安定な時期に、生まれ持った性とは違うかもしれないと思い込み治療や手術をしてしまった悲惨な例が後を絶たない。余計な知識を詰め込むよりも、道徳的観点でお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化社会の進展により、様々な性に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童・生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにする指導が重要です。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
23	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	性教育の授業（公立中学校）は過度な包括的性教育を行うべきではない。性別アイデンティティは人格形成の重要な核である。包括的性教育やLGBT教育は子供たちの性別アイデンティティを攪乱させ、人格破壊を起こす危険性が極めて高い。担当者に置かれては無理かもしれないが、「空気」やイデオロギーに迎合しないで頂きたい。	・情報化社会の進展により、様々な性に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童・生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにする指導が重要です。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
24	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	性教育については、学習指導要領及び生命の安全教育の範囲を超えない様をお願いしたい。産婦人科医等の外部講師を招くとあるが、産婦人科医によっては、性は快楽、マスターベーション推進、マスターベーションについて気軽に親と話せる環境をと言っていて、性行為は恥ずかしい事ではないという思想の産婦人科医が散見される。これらの思想は、ユネスコ提唱の国際セクシャリティガイダンスからきているが、アメリカを始め海外で実際にこうした教育を行った結果、子供達が間違った形で性への興味も高まり、保護者からも批判が起きているのが現状で既にこの様な過剰な性教育を行わない様になっている。また、日本でも地域によっては女子生徒も一緒にコンドームを付ける練習をする授業が行われ、それらは、不必要な練習だと認識している。避妊具を付けるのは男性としての最低限のマナー又はエチケットであり、この様な教育を行うことで避妊具を女性に準備させたり、付ける等の誤った認識になりかねない。そもそも、そんな授業は不必要だと思う。これらの背景から、外部講師を選定する際は、講師や医療機関、団体(企業)がどういった思想なのかをチェックし、偏った思想教育が行われない様をお願いしたい。 また、ユースヘルスクエアも同じく、偏った教育にならない様、内容の精査、所属する人の思想を確認してほしい。	・都は、学習指導要領に示されている性教育の内容を全ての生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解・了解を得て必要な指導を行うことにより、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医を講師として招へいた「性教育の授業」を実施しています。ユースヘルスクエア含め、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
25	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	公立中学校の性教育に産婦人科医、ユースヘルスクエアで都立高校等へ産婦人科医を活用し個別相談も実施するとあるが、外部の産婦人科医・公認心理師・助産師や非営利団体等が子どもたちに接触することに反対する。 外部から性解放思想（マスターベーションやピルを推進してでも子どもに性的行動を促すなど）を持ち込むリスクが大きく、児童性虐待が明るみに出づらくなることが懸念される。行き過ぎた多様性を外部から入れ込まないよう、保護者の関わりも手厚くし、多くの目のある状態で行ってほしい。	・都は、学習指導要領に示されている性教育の内容を全ての生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解・了解を得て必要な指導を行うことにより、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医を講師として招へいた「性教育の授業」を実施しています。ユースヘルスクエア含め、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
26	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	性教育の授業（公立中学校）、に対し 「保護者と連携して」などと追記するなどして、授業内容を保護者等としっかり共有してはどうか？また、学校内での授業であり、「「いのちの安全教育」に沿って」と追記してはどうか？教育内容がかつとは異なることから、保護者にも授業内容を共有して知識のアップデートを促すことにより、家庭教育と連動してより効果的な学びに繋がる。	・都は、学習指導要領に示されている性教育の内容を全ての生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解・了解を得て必要な指導を行うことにより、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医を講師として招へいた「性教育の授業」を実施しています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
27	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	ユースヘルスクエア ここで書かれていた「現代的な課題を踏まえ」という「現代的な課題」とは何か？ 子供達に男女の体の機能、妊娠出産、性病についての知識を身につけ、性犯罪等から身を守るすべや相談する場所や人を教えるような性教育を行うことには賛成だが、「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を無視するような教育は思春期の揺れ動きやすい子供達に相応しいものとは思えないため、反対する。 好きな方の制服を選択出来ることには反対しないが、女子生徒を男子生徒として扱ったり、男子生徒を女子生徒として扱ったりすることは行き過ぎと感じる。辞めてほしい。	・インターネットやスマートフォン等の普及により、性に関する情報が氾濫し、様々な情報をいつでも容易に入手できるようになったことや、性感染症、性同一性障害などによる課題を指しています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
28	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	「生命（いのち）の安全教育」も充分検討すべきだ。"性教協"など包括的性教育や国際的なガイダンスの考えを基にするアプローチは危険で子供の、子供である権利を奪いかねない。	・生命の安全教育は、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にすることを考え、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目的としています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
29	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【3 健康・安全 に生活できる力 を養う】	<p>生命の安全教育 文科省の推進している「生命の安全教育」自体は、とても素晴らしいと思う。</p> <p>しかし、今、『授業で使える「生命(いのち)の安全教育」事例集 中学・高校編』という「生命の安全教育」に「包括的性教育」を混入し子供達に教えるための本が販売されている。</p> <p>欧米ですすめられている「包括的性教育」は若年層の性暴力が盛んな国で作られたといわれている。</p> <p>日本とは文化や歴史、国民性の違う国の性教育をそのまま持ってくることは子供達に混乱を生むことになる。</p> <p>文科省の推進している「生命の安全教育」を逸脱せずに、子供達が自らの心と体を守ること、相手を尊重することを教えてほしい。</p>	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
30	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【4 多様な交流 機会の確保】	何をもちてアンコンシャス・バイアスと定義しているのか。社会通念はバイアスか？イデオロギーに流されてはならない。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
31	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【4 多様な交流 機会の確保】	「おもてなし親善大使」ナンセンス。危険極まりない。子供たちはもっと遊び、学ぶべきことがあるはず。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
32	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【4 多様な交流 機会の確保】	<p>◇女子中高生向けオフィスツアーの実施 STEM分野での女性参画を促進するため、企業等と連携した女子中高生向けオフィスツアーを実施し、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援します。</p> <p>この取組は都が策定する2050東京戦略に入っているものであり、また内閣府が打ち出した女性版骨太の方針にも「科学技術・学術分野における女性活躍の推進」が入っており、国を挙げての取組であることは理解する。その上で申し上げるが、大前提として、女性の割合を上げたいことは大人の都合であることを忘れてはならない。STEM分野で女性が働きたいと思えば働けることが当たり前の社会を醸成すること、社会の意識改革が目的であり、それを加速するための試行的、緊急的な手段が本取組と認識している。「将来の自分をしっかりイメージして進路選択すること」は中高生にとって大切な経験であり、本来は中高生の性別を問わず大人が応援すべきである。女子中高生限定の取組で男子中高生は対象外であることから、不公平に見えるが、目的達成のための時限的、試行的な取組であるならば、まだ容認できる。</p> <p>2050東京戦略ではアンコンシャス・バイアスを払拭することを掲げている。STEM分野の女性の割合を上げたいために男子中高生を排除した取組を長期に渡って漫然と継続することは、アンコンシャス・バイアスの払拭とは逆行するといえる。そもそも男性も女性と共に社会を形成する当事者であり、意識の啓発は全ての人に対して必要なことである。取組において男子中高生が排除されることはふさわしくないという意識は忘れずに持たなくてはならない。STEM分野で働きたい女子中高生がいるのに、社会の障壁があって希望どおりの就職ができないのであれば、障壁を取り除くサポートが必要だが、女子中高生がもともと持っている意思を変えてまでSTEM分野に就職してもらおうことが目的ではない。取組に際しては、そのことを肝に銘じるべきである。また、この取組は、最終的にSTEM分野の女性の割合がどの程度になればよいか達成目標を設定しておらず、仮にSTEM分野の女性の割合が上がり続けたとしても、長期間に渡って漫然と継続されるおそれがあることは問題である。今後、オフィスツアーの在り方を見直す必要も考えられることを付記しておく。</p>	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
33	2 社会形成、 社会参加できる 力の育成	【4 多様な交流 機会の確保】	4. 多様な交流機会の確保 不合理な性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアスへの気づきの取組は支持するとともに、その解消のためのいわゆる「女子枠」のようなアフーマティブ・アクションを「記載していない」ことを強く支持する。アフーマティブ・アクションは機会の平等の観点で難があること、新たなスティグマを誘発して却って性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの強化につながりかねない施策であることから、この採用には強く反対する。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
34	3 社会的・職 業的自立を支援	【4 社会生活 において必要な 知識の付与】	闇バイト問題が深刻になっている。闇バイトは犯罪だが、SNSサイトが増えている中、東京都が闇バイトはダメということを発信してほしい。警視庁は毎回、SNSサイトに発信しているが、東京都からも発信し、若者一人一人に理解してもらうことが大事。闇バイト防止対策だけではなく、LINEによる相談の開設、就業（バイト・就職）による相談を開設するとともに、金銭面にも支援しながら安心安全につながるよう、働きかけるべき。	・重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらない、また、暴力団（匿名・流動型犯罪グループ含む）に加わらないための防犯講話を実施するなど普及啓発活動に取り組むほか、若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口において、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししていきます。
35	4 学びの機会 の確保	【1 就園・就学 支援】	就学支援金、に対し 私立学校はあくまでも市場での競争によってその健全性が維持されるべきであり、「支出に対して適正なリターンが得られるか？」という市場による選択機能そのものを棄損する就学支援金に対して反対する。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
「基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」について				
36	(総論)		様々な事情により、精神的、経済的に自立できない子どもや若者が数多くいる現状を改めて知るとともに、あらゆる角度から彼らを支援する事業が存在していることが、より多くの方々に認知される必要があると感じた。例えば、東京都が展開する事業のひとつである各問題に対する相談窓口がより多く利用されることは、彼らの自立支援の大きな一歩になると思う。そのためには、簡単に利用することができかつ安心安全であると知らせることが重要である。学校の授業、社内のメール、電車の広告等でアピールする機会をさらに設け、事業を広め、より多くの子どもや若者を救うきっかけになってほしいと感じた。応援している。	・東京都の若者総合相談窓口である「若ナビα」は、SNSやWEB広告をはじめ、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなど、若者の生活圏における広告を展開してきました。また、高校卒業後も切れ目ない支援を届けられるよう都内全高校三年生を対象に卒業前にカード配布を行ったり、大学や専門学校向けにパンフレットを配布するなど、学生に向けた周知も行っています。今後も、引き続き一人でも多くの子ども・若者等に知ってもらえるよう「若ナビα」の周知に努めていきます。

No	該当箇所	ご意見	都の考え方
37	(総論)	<p>こども大綱に記載されている通り、宗教二世は、声を聴かれにくいこどもや若者の具体例として列挙されており、意見聴取において、十分な配慮を行うと明記されている。自治体向けのガイドラインにおいても、こども大綱の文書をほぼ引用する形で、意見聴取や反映において十分な配慮を行うことが明記されている。また、こどもまんなか実行計画では、こども家庭センターが中心となって、宗教二世を含む、「保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等」を支援することが明記されている。しかしながら、東京都の「東京都子供・若者計画（第3期）（案）」においては、まず、宗教や宗教二世に関する記載すら存在しない。「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」の「困難な状況ごとの取組」の項目において、「いじめ、不登校・中途退学、障害のある子供・若者への支援、若年無業者（ニート）、非正規雇用対策、ひきこもりに係る支援、非行・犯罪に陥った子供・若者への支援、子供の貧困、ひとり親家庭に育つ子供への支援、自殺対策、居場所のない子供・若者、ヤングケアラー、困難な問題を抱える若年女性への支援、特に配慮が必要な子供・若者への支援（外国人等、難病等、性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援）」が列挙されている。また「被害防止と保護」の項目では、「児童虐待防止対策」や「社会的養護体制の充実」が記載され、他の項目では、「体罰や不適切な指導の防止」が記載されている。つまり、こども大綱やガイドラインの記載において、十分な配慮が明記された具体例が全て網羅されている中、「東京都子供・若者計画（第3期）（案）」からは、「宗教二世」のみが抜け落ちている状況である。それでは、そもそも意見聴取の段階で宗教二世の声を汲み取るための十分な配慮が行われたかを確認したが、これも全く抜け落ちている状況である。具体的には、「東京都子供・若者支援協議会」や「東京都青少年問題協議会」の資料を一つ一つ確認したが、意見聴取の取り組みのなかで、宗教や宗教二世という語句を発見することは出来なかった。つまり、意見聴取への十分な配慮どころか、意見聴取すら行われていない事実が確認できる。最後に、「保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等」への支援という観点でも、「東京都子供・若者計画（第3期）（案）」において、記載はなかった。上記の事柄から、都は宗教二世の記載のみが抜け落ちている「東京都子供・若者計画（第3期）（案）」を見直し、宗教二世への支援に関する記載を、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」の項目（又は他に適した項目があれば当該項目）に追加し、記載内容については、当事者や当事者団体への意見聴取を実施し、「言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮」を行っていただくよう、強く求める。</p>	<p>・本計画では、基本方針Ⅱにおいて、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援を掲載しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
38	1 困難な状況ごとの取組	<p>【1 いじめ】</p> <p>アフタースクールを作り、学校の授業についていけない、受験勉強したいけど、塾にいけない子のために安い値段で勉強する機会がほしい。</p>	<p>・基本方針Ⅱの「1 困難な状況ごとの取組」【2 不登校・中途退学】に記載の通り、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、計画案【4－（2）様々な学習支援】◆被保護者自立促進事業に記載のとおり、生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図ります。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。</p> <p>更に、◆受験生チャレンジ支援貸付事業に記載のとおり、学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。</p> <p>その他、◆校内寺子屋に記載の通り、学力向上研究校として、義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援しています。</p>
39	1 困難な状況ごとの取組	<p>【1 いじめ】</p> <p>「いじめ問題」現状認識と対策は結構だが、なぜ「いじめ」が起きるのかその原因についての、そしてその原因の解決案の言及がない。それは、いじめ問題を含めた社会不安の原因を語れないことによる。利他的行為の背景にある「倫理観」や「道徳」教育が忌避されてきたからである。その代替としての包括的性教育などの理念が出てきたが、社会通念としての道徳観の代わりになるものはない。浮ついた理念ではこの問題は解決しない。</p>	<p>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
40	1 困難な状況ごとの取組	【1 いじめ】	<p>&lt;取組・今後の方向性&gt;として、重大事態への対処における警察との連携、並びに、その連携を保護者等へ日頃から周知すること、を記載されてはどうか？</p> <p>文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」第三章第二節において、重大事態や学校のみで対応するか判断に迷う場合には警察と連携することが規定されている。また、同第二章第一節には、学校における平時からの備えとして、下記の記載がある。</p> <p>「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。」</p>	<p>・都内全公立学校には、「学校サポートチーム」が設置されています。「学校サポートチーム」は、児童・生徒の問題行動の内容や程度に応じた解決方法について協議し、具体的な対応につなげるために、管理職を含めた教職員、警察や児童相談所、福祉関係機関の職員、民生・児童委員、保護司などを構成員としており、関係機関等が一体となっていじめ問題への解決に向けて取り組んでいます。また、「いじめ総合対策」において、◆四つの段階に応じた具体的な取組の「2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～」に記載の通り、保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報を行うこととしています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
41	1 困難な状況ごとの取組	【3 障害のある子供・若者への支援】	<p>うつ病等精神疾患を患った家族でも子どもを持って良いように保育園はもちろんのこと保健師さんとサポートから仕事復帰のための情報提供と訓練の提供。保育、幼稚園、学校の先生のメンタルについての研修の実施を希望。</p>	<p>・都立（総合）精神保健福祉センターでは、精神保健福祉研修として、地域関係機関職員に対し精神保健福祉に関する研修を実施しています。</p>
42	1 困難な状況ごとの取組	【5 ひきこもりに係る支援】	<p>「ひきこもり問題」この問題も「いじめ問題」と同じで本質的原因の検証が行われていない。また、教員に対するセミナーや研修もいいたろう、だが、根本的問題は、小中学・高校教員の「官僚化」だ。現場の教師の人間力を高め、信頼し、組織として守ることこそ、教師を教師たらしめるもので、それだけで、いじめも、不登校も引きこもりも解決の糸口となる。</p>	<p>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
43	1 困難な状況ごとの取組	【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】	<p>第33期青少年問題協議会の答申で、いわゆるトータルキッズなどへの対策について「施策と並行して実施される一歩踏み込んだ実態把握を踏まえ、より効果的な更なる対策についても検討がなされるよう期待したい。」との記載がある。この答申以降、都として様々な実態把握を進めてきたのと思うが、把握した実態について本計画案には記載がない。都内各自治体が勘案する計画であるため、都として把握している実態について計画内に明記すべきだと思う。</p>	<p>・「2 計画の位置付け」に記載の通り、本計画は、子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示すものです。また、「計画策定の趣旨」には、「令和5年の第33期東京都青少年問題協議会の「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援」に関する答申においても、いわゆる「トータル」に「居場所」を求めて来訪する青少年の背後にある、虐待やいじめへの対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要であることも指摘されました。こうした状況やこれまでの都の取組を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画（第3期）」を策定します。」としております。</p>
44	1 困難な状況ごとの取組	【9 自殺対策】	<p>「自殺のリスク要因となり得る、うつ、虐待、性的マイノリティ、依存症等の悩みを抱える方」と性的マイノリティであることが自殺の要因になり得るといふ書き方は、性的マイノリティ当事者の子供達にとって良い影響を与えないと思えない。</p> <p>同性が好きであることや既存の性役割に上手くはまれないことは自殺するほど間違ったことだというメッセージを与える。</p> <p>自殺リスク要因から「性的マイノリティ」を除外してほしい。</p>	<p>・国の自殺総合対策大綱において、性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因により、自殺念慮を抱えることもあることなどから、支援の充実が必要とされています。このことを踏まえ、都は、自殺のリスク要因となり得る問題である性自認や性的指向に関して悩みを抱える方を、インターネットの検索連動型広告を用いて、早期に適切な支援窓口につなげる取組等を実施しています。頂きました御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
45	1 困難な状況ごとの取組	【11 ヤングケアラー】	ヤングケアラーには当人および周囲への虐待が疑われる事例があることも想定されることから、連携機関として警察も含めた虐待対応に適切な機関を記載されてはどうか？また、ヤングケアラーをヤングケアラーのまま支援するのではなく、当人の意思並びに周囲の客観的な判断のもと、ヤングケアラーであることを終わらせるような取組も必要に思う。	・基本方針Ⅱの「1 困難な状況ごとの取組」【11 ヤングケアラー】に記載の通り、支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携し、早期に発見して、適切な支援につなげていきます。
46	1 困難な状況ごとの取組	【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】	東京都が係争中である若年被害女性支援事業に関する住民訴訟等について、都からの情報発信が見られず、世間は困惑している。支援事業に市民の理解を得て、支援を円滑に進めるため、SNS等による係争および事業の当事者からの発信に任せず、係争内容に関する考えや現況などを都から積極的かつ毅然として情報発信されることを望む。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
47	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	第1章の「1 計画策定の趣旨」に、2期計画策定以降の情勢の変化として、コロナの影響やヤングケアラー、孤独孤立などの社会課題を挙げているが、顕在化した大きな課題の一つに「宗教2世の子供・若者の支援」が挙げられるかと思う。これだけ社会で注目を集めた課題について一切言及がないことは、都の計画として非常に問題であると考え。まさに基本方針にもある「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族」に当たるため、基本方針2「13 特に配慮が必要な子供・若者への支援」に、支援の方向性や具体的な対策について盛り込むべきだと思う。	・本計画では、基本方針Ⅱにおいて、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援を掲載しております。 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
48	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「外国人対応」 過度な支援は外国人の自立を妨げかえって、多文化共生どころかおおきな社会問題となる。第一世代のみならず、第二世代、第三世代と世代が進むにつれ、ホスト国日本の社会との亀裂を生み社会の分裂を引き起こす。空論やイデオロギーに惑わされずに、欧州の経験に学ぶべきだ。予算計画も出して欲しい、これは全ての施策につてもお願いする。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
49	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	(1)外国人等について、子供・若者への支援活動の一環として、その保護者およびコミュニティへ子供・若者の就学・日本語学習の必要性を周知していく取組を明記されてはどうか？ 就学・日本語学習が必要な子供・若者の学習指導を円滑に行うには、その保護者および属するコミュニティの理解が欠かせない。現在の〈現状・課題〉〈取組・今後の方向性〉には子供たちの状況とアプローチしか記載されておらず、家庭内等での意見の対立等によって支援活動が滞る懸念がある。	・基本方針Ⅱの「1 困難な状況ごとの取組」【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】に記載の通り、区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと（学校や生活全般の悩み等）に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対する補助なども行っています。 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
50	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	性自認に関し、助言をし適切な支援機関に繋ぐとあるが、アメリカでは学校→支援先→医療機関の連携で支援先及び医療機関が過剰な性別変更を促す仕組みが発覚し、不必要な治療や取り返しのつかない手術等を行い裁判も起きている。従って、この様な外部への紹介においては保護者と密接な連携を取った上で、性差が揺らぐ年頃でもある子供たちへの慎重な判断が必要になることから、取り次ぐ仕組みを作る事は反対する。	・性自認及び性的指向に関する専門相談窓口においては、ご本人だけでなく、ご家族等からのご相談もお受けしているほか、安心してご相談できるよう、経験豊富な専門相談員がお話をお伺いしています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
51	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「性自認や性的指向」への対処は過度に先走りするべきではない。性自認という個人の私益を権利化するべきではない。それは崇高な人権思想を個人の利己益に矮小化し、社会を混乱させる思想である。	・御意見として承ります。
52	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「職員理解及び庁内外の取組」ユニバーサルデザインのトイレ設置に反対。私益の権利化は分断と混乱を引き起こす現象はすでに現実として起こっている。職員に対する研修は、一定の思想の強要である。バイアスの強制的逆張りである。国民全体のコンセンサスは歴史という長いスパンで変わる。変えたくなくても変わっていくものだ。そういった社会通念の形成を見守るべきだ。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
53	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「性自認及び性的指向に関しては、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ」上記の「望む性別で取り扱われないこと」とあるが、これはどのようなことを指しているのか？本人の自認通りに取り扱われることは他の人達の権利を侵害することにならないのか？例えば「女性として扱われたい性自認が女性の男性」が女性の恰好をする、女性の名前を名乗る、ということまでは許容出来てもその男性が女性用のトイレ、更衣室、女子スポーツ等の身体性別で分かれたところでまで女性として扱われることが本人の権利であるとは思えない。女性や女子生徒の権利の侵害である。身体性別で分かれた場所等では、生まれ持った性別に応じることを求める。男女共有トイレの設置や、時間決めて他の女性や女子生徒とかち合わないよう時間差で更衣室を使う等の対応をお願いしたい。	・身体の性とは異なる性別で生活を送っている人、あるいは送りたいと思っている人たちは、望む性別で取り扱われないことにより、ストレスや苦痛を感じています。 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
54	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進」この不当な差別というのは何を指しているのか？具体的にお答えいただきたい。本人の性自認で望む性別で取り扱われないことが全て差別であるというようなことは絶対にあってはならないと考える。身体性別で分かれた場所は、本人の性自認に合わせて使わせるべきではない。性自認が女性の男性が性自認に合わせて身体性別で分かれた場所を自認で使用することは、女性や女子生徒の権利の侵害である。女性や女子生徒の権利が性自認が異性であるトランスジェンダーの権利よりも尊重されないとしたら、それは女性差別であると言わざるを得ない。性自認が男性の女性が性自認に合わせる場合は、本人に危険が伴う。使わないように指導すべき。「公共施設等の各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者向けの周知を図り」とあるが、どのような周知をしているのか公表し、広く意見を募ってほしい。	・計画案【(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援】に記載のとおり、性自認及び性的指向に関しては、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見や差別により、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。また、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることなど、生活上の困りごとも存在しています。 「トイレの設計・整備や管理の担当者向けの周知」に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。
55	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	東京都が、保護者の監督が十分に行き届かない形で実施する「LGBTやそうかもしれないと思っている人が集まれる居場所をつくります」という事業には多くの懸念の声が寄せられた。都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を盾に、都民の安心でなく不安を招く事業を強行することをやめるべき。ユースヘルスケアについても同様の懸念がある。こども・若者を性の多様性イデオロギーで囲い込む国政および都政に強く反対する。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
56	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	ユニバーサルトイレについては、学校によって導入されてしまっている地域もあるが、廊下から直接個室でなく、入り口は1つの空間(部屋)に入ってから個室に分ける男女共用トイレには反対する。今子供達でもトイレ内や更衣室にカメラを設置した犯罪を犯している中、防犯カメラもない密室内で分けるのは安全配慮義務違反になる可能性がある。事件や事故が起きた際、自治体や学校は責任をとれるのか？男女トイレが分かれた理由も学校で幼いお子様の悲しい事件があつてからである。子供たちの安全上反対する。また、男女共用以外のトイレもあると言いが、子供はまだ未熟でそこにあれば、判断もできず利用してしまう可能性があるため、学校では、廊下から直接トイレを作ることを求める。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
57	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	◇多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくり 「トランスジェンダーの方のニーズに応える、男女共用トイレの設置事例」 これは、どのようなトイレを設置するつもりなのか？東京都の公園では、男性の小用トイレと、個室になった男女共有トイレに分かれた公共トイレが増えてきているという。トイレは盗撮、のぞき、レイプ等性犯罪の多い施設でもある。「犯罪機会論」等取り入れていただいて女性や子供達をトイレでの犯罪から守ってもらいたい。身体性別で分けるべきところは分け、男女別のトイレと合わせて誰でも入れる男女共有トイレを作っていただきたいと思う。また、学校で男女共有トイレを作る場合には、先生の目の届く場所に廊下から個室に入れるような、個室を使いたい子供が誰でも使えるトイレを作してほしい。	・男女共用トイレをはじめ、多様なニーズを持つ全ての人が、ストレスなく利用できるトイレ環境を実現することを目的としています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、犯罪行為については、性自認と別の問題であり、容認されるものではないです。
58	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	トイレなど、公共スペースの設計・運用においては、身体女性、特に女兒の安全が脅かされないように配慮する、と記載してはどうか？ 厚労省調査により、女性を自認されるトランスジェンダーの方の6割以上は女性を性的対象として認識されている。(女性のみを性的対象と見る方に絞っても4割以上)過去の痛ましい事例の教訓を活かし、特に身を守る力、判断する能力の劣る女兒にとって安心していられるスペースであることを切に望む。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
59	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	「東京都アライマーク」は反対。これはイスラム教徒の女性のチャドールやスカーフと同じで、共生しません、共生したければあなたたちが歩み寄りなさいという攻撃的なマークだ。それこそ慎むべき。	・都は、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層進めていくことを目的として、アライマークの普及に取り組んでいます。
60	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	アライマークについて。多くのLGBT当事者はアライマークやレインボーフレンドリーに違和感を感じている。何故ならそれこそが差別であり、そもそも種別を分けているからである。こうした過剰な特別視に関して子供達への影響を大変危惧している。誰もが尊重する社会は、わざわざアライマークをつける事ではない。そもそも、違いを分かち合うことが大切だと道徳観点によるアプローチこそ大切で、分けるべきではない。	・都は、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層進めていくことを目的として、アライマークの普及に取り組んでいます。
61	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	東京都アライマーク「TOKYO ALLY」 私の周囲の性的マイノリティ当事者の人達は、誰もアライを望んでいない。むしろ迷惑に感じている人がほとんどである。 このような企業や行政が行うアライの可視化は「アライとアライではない人の分断を招く」「アライマークを付けてないと差別的な人と見られるようになるのでは？」わざわざ、そのような「押し付けがましいことをしないで欲しい」という意見を聞いている。	・都は、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層進めていくことを目的として、アライマークの普及に取り組んでいます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
62	1 困難な状況ごとの取組	【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援について。東京都アライマーク「TOKYO ALLY」はいらない。人権を尊重する教育を受けるのであれば、そのような特殊な、差別化などする必要はない。また、男女共用トイレの推進は現状の性犯罪を軽視している対策である。なぜなら、性自認や性的指向は他人が区別できるものではないからである。性犯罪は男性による加害が圧倒的に多い事実、それによる女性が身体的男性へむける不信感（トランス女性への差別といわれるものはここから発生しているものである）、痴漢などの軽微な性加害を許容してしまう社会など、これら問題を具体的に解決していかないかぎりには大きな反発がおきることは明白である。また、トランス女性とは大きなくくりであり、法的女性ではなく、障害でもないため、合理的配慮にあたらなく考える。男女共用トイレの推進に断固反対する。また、性別は「生物学的性別」であり、「出生時に医師が診断した性別」である。人間の性別は4つではなく、それは個性のものさしである。これを混同させない教育を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都は、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層進めていくことを目的として、アライマークの普及に取り組んでいます。</li> <li>・男女共用トイレに関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・なお、犯罪行為については、性自認と別の問題であり、容認されるものではないと考えています。</li> </ul>
63	2 被害防止と保護	【1 児童虐待防止対策】	警察との情報共有システムについて、全国連携も想定しての構築を進めること、寧ろ全国連携を東京がリードすることを望む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
64	2 被害防止と保護	【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】	「児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP!児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。」 都では児童ポルノの根絶に向けたスローガンとして「見ない」、「持たない」、「作らない」を用いているのか。いずれの行政機関でこのスローガンを 用いているのか判然としなかった（自治体によって異なるスローガンが用いられている）ので、都のスローガンか、警視庁のスローガンかを示してほしい。出典の分からないスローガンを都の計画に記載するのはふさわしくない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノの根絶に向けた「見ない、持たない、作らない」の文言については、警視庁が使用しているものとなります。</li> </ul>
「基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」について				
65	1 家庭の養育力・教育力の向上	【1 子育て支援の充実】	幼稚園も2歳～入れる幼稚園があったり、保育園の入園格差なくしたり、一時保育の拡充を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針Ⅲの「1 家庭の養育力・教育力の向上」【1 子育て支援の充実】に記載の通り、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援するほか、第一子までの保育料等無償化や、一時預かり事業に取り組む事業者等を支援するなど、子育てしやすい環境を整備していきます。</li> </ul>
66	1 家庭の養育力・教育力の向上	【1 子育て支援の充実】	放課後クラブも働いてるママだけでなく、一時的に使いたいママも使って良いようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針Ⅲの「2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成」【2 放課後等の居場所づくり】に記載のとおり、放課後子供教室と学童クラブ（放課後児童クラブ）を一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができるようにしていきます。</li> </ul>
67	1 家庭の養育力・教育力の向上	【1 子育て支援の充実】	子育て支援は必要だとは思いますが、今の様にやり過ぎると親も育たないと実感している。『子持ち様』という言葉がSNSでも広がっている様に、街中でも電車の中でも、子連れは優先されて当たり前という風潮がある。子育ては長い闘いであり、大変だけど喜びはそれ以上で楽しいと感じられる支援、やり過ぎない事が必須だと思う。働きたくない母親は家で保育する。その代わりに、その家庭には国や都が経済的な支援をする事も必要だと思う。保育園を作り保育士を雇うお金をそちらに回していただきたい。こども食堂なども、本当に必要な家庭にだけではなく、楽しみたい手抜きしたいという家庭にとっても有り難いものだと思うが、親は大変で当たり前。本当に必要な方以外の方は頻りに利用できるのはおかしいと思う。親は甘やかすだけでは育たない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
68	2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成	—	地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成だが、インクルーシブ教育について触れられていない。インクルーシブ教育は、障害や特別な支援が必要な子どもたちを排除せず、すべての子どもに公平な教育機会を提供することを目指している。これにより、差別が減少し、包摂的な社会の実現が促進されると考えられている。これからの東京を担う子供や若者は、いわゆる健常者だけではない。障害があっても、これからの東京を作っていく存在であることは変わらない。だとすれば、インクルーシブ教育について、東京都としてどう考えるのか、子供の育ちということも踏まえて、東京都子供・若者計画（第3期）（案）において述べるべきではないだろうか。	・基本方針Ⅱの「1 困難な状況ごとの取組」【3 障害のある子供・若者への支援】に記載の通り、障害の有無にかかわらず子供たちが共に学び、体験する環境を整備し、インクルーシブな教育を推進していきます。
69	3 子供・若者の育成環境の整備	【1 地域における子供の安全対策】	給食がない日、学童クラブで利用者負担、選択制で宅配弁当が届くようにして欲しい。夏は猛暑の中親が朝6時ごろに用意したお弁当を冷蔵庫もレンジもない環境で子どもが6時間後に食べている現状、食中毒のリスクがとても高い。冬も痛むのを防ぐために冷たくしたお弁当を寒い中食べるのも体を冷やしあまり美味しくもないと思うので気の毒である。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
「第4章 推進体制等の整備」について				
70	(総論)		社会全体によって子供・若者政策を進めるには、情報公開を通じて社会の構成員の理解醸成を進めることが必要であることから、改めて「積極的な情報公開に努める」と記載されてはどうか？また、都並びに市区町村の責務として、情報公開を記載されてはどうか？	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
71	1 都における計画の推進体制	—	計画全体の進捗・状況ではなく、個々の事業についても市民の目が届くよう、各種事業について事務事業評価を行い、ホームページ等で公開することを希望する。市区町村における事業も同様。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
72	1 都における計画の推進体制	—	(1)～(4)に記載の会議体について、目安となる開催頻度（「毎年度」等）および会議内容（資料、議事録等）を公開する旨を記載されてはどうか？積極的に情報を公開することにより、市民の理解が醸成され、各種活動がスムーズに進む。区市町村の会議体、子供・若者支援地域協議会についても同様に提言する。	・会議内容については、HP等で公開しております。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
73	1 都における計画の推進体制	(2) 東京都青少年健全育成審議会	青少年健全育成条例によって推奨されるものについては具体的に項目が列挙されているが、健全な育成が阻害されるものについては一括で記載されているため表現をそろえるべきである。	・頂いたご意見を参考に、以下のように記載させていただきます。 「知事が青少年に有益な図書類、映画等及びがん具類を推奨し、又は青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類、映画等、がん具類及び刃物を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっています。」

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
74	1 都における 計画の推進体制	(2) 東京都青少年健全育成審議会	<p>(2) 東京都青少年健全育成審議会 知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっています。</p> <p>推奨する対象を「映画、演劇、がん具類及び図書類」と具体的に羅列しているのに対し、指定する対象を「もの」と記述するのはアンバランスである。なお東京都青少年の健全な育成に関する条例では推奨する対象に「演芸及び見せもの」があるが本計画の記述には「演芸及び見せもの」は入っておらず、推奨する対象の記述は条文と一致しているわけでもない。本計画において、時代に合わせた記述をすることには理解をする。東京都青少年健全育成審議会の過去10年の実績を見ると、実施したのは映画の推奨と図書類の指定についての審査である。したがって、現在の東京都青少年健全育成審議会の実態に合わせて、記述を「知事が青少年に有益な映画を推奨し、又は青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類を指定しようとするときに意見を聴くこととなっています。」とするのが適当である。</p>	<p>・頂いたご意見を参考に、以下のように記載させていただきます。</p> <p>「知事が青少年に有益な図書類、映画等及びがん具類を推奨し、又は青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類、映画等、がん具類及び刃物を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっています。」</p>
75	1 都における 計画の推進体制	(2) 東京都青少年健全育成審議会	<p>(2) 東京都青少年健全育成審議会 東京都青少年健全育成審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。</p> <p>本計画のP175に &gt; 「4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組 &gt; 子供や若者を取り巻く環境は、複雑化・複合化するとともに刻々と変化しています。子供・若者に関する実態や意識の変化を的確に把握し、当事者である子供・若者の意見をつぶさに聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していくことが必要です。」と書かれているように、EBPM体制の構築は時代の要請である。</p> <p>東京都青少年の健全な育成に関する条例は、エビデンスに基づく実効性の高い政策という概念のなかった時代に制定され、効果測定を行う設計になっていない。東京都青少年健全育成審議会が審議される優良映画の推奨、8条図書類の指定においても青少年の育成に効果が出ているのかエビデンスは重要である。都はこれまで優良映画の推奨、8条図書類の指定について効果測定を行っていないが、今後は効果測定を必須とするべきである。東京都青少年健全育成審議会の取組においてEBPM体制の構築を求める。</p>	<p>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
76	1 都における 計画の推進体制	(2) 東京都青少年健全育成審議会	<p>「(2) 東京都青少年健全育成審議会」の項目についてP175で「子供や若者を取り巻く環境は、複雑化・複合化するとともに刻々と変化しています。子供・若者に関する実態や意識の変化を的確に把握し、当事者である子供・若者の意見をつぶさに聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していくことが必要です。」と書かれてあるように、東京都青少年健全育成審議会が審議される優良映画の推奨及び8条図書類指定についても青少年の健全な育成に効果があるかについてもエビデンスに基づいた調査、体制を求める。東京都青少年の健全な育成に関する条例は、エビデンスに基づく実効性の高い政策という概念のなかった時代に制定され、効果測定を行う設計になっていないことが指摘されている。都はこれまで優良映画の推奨、8条図書類の指定について効果測定を行っていないが、今後は効果測定を必須とするべきである。東京都青少年健全育成審議会の取組においてEBPM体制の構築を求める。</p>	<p>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
77	1 都における 計画の推進体制	(3) 東京都子供・若者支援協議会	<p>現在の2期計画には、「東京都子供・若者支援協議会」の説明として「また、計画の中間年を目途に各施策の進捗状況をもとに、次期計画において見直しを行う上での課題整理等を行ってまいります。」との記載があったが、今回の計画案ではそういった記載がない。子供や若者を取り巻く環境は変化し続けるため、中間年で課題を整理することはもちろん、計画の見直しも行うべきだと思う。</p> <p>また、2期計画の中間年でどのような課題整理を行い、今回の計画策定にどう活かしたのか、計画に明記することも重要だと思う。</p>	<p>・引き続き、「東京都子供・若者支援協議会」において課題整理等を行っていく予定であるため、「計画の進捗状況の把握等を行うとともに、計画の中間年を目途に、次期計画において見直しを行う上での課題整理等を行ってまいります。」を明記します。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
78	1 都における計画の推進体制	(5) 区市町村、民間団体等との連携	民間団体との連携にあたり、都並びに区市町村の責務として「連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」と追記してはどうか？多くの事業における連携相手として「民間団体」が挙げられているが、世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定される。特に東京都においては、直近のいわゆる「トー横」問題での対応等、様々に連携する民間団体に関するトラブルが側聞され、その適格性をいかように判断しているのかが極めて疑問である。具体的な記載は不要と思うが、例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられる。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられる。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
79	4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	—	こども家庭庁では「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を定めており、渡辺長官の言葉として「はじめに」で「各府省庁、地方自治体職員の皆様におかれましては、本ガイドラインを活用いただき、こども・若者の意見を聴き、政策に反映するために必要な措置が講じられるよう、お願い申し上げます。」とある。今回の「東京都子供・若者計画（第3期）（案）」はこども家庭庁のガイドラインに従ってつくられているのかどうか、確認したい。ついては、どこがガイドラインと同じ手続きであり、どこがガイドラインと違う手続きであるのか、一覧表として示してほしい。子供・若者計画であるならば、計画とともに、しっかりとそのプロセスや考え方が含まれているかどうか、パブリックコメントに際して示すべきではないだろうか。	・本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定しています。
80	4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	—	「4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組」だが、＜若者の意見を聴く主な取組＞＜子供の意見を聴く主な取組＞が書かれている。しかし、子供・若者がそれぞれの意見表明の場でどのような意見を述べ、また、東京都子供・若者計画（第3期）（案）のどこの部分にその意見が反映されているのか、まったくわからないようになっている。子供・若者の意見の中で、どのような意見が東京都子供・若者計画（第3期）（案）に盛り込まれなかったのか、説明すべきではないだろうか。専門家が集まる委員会で説明した、ではなくてパブリックコメントをやるのであれば、この場でしっかりと説明しなければ、子供・若者、いわゆる当事者の声を拾い、反映することができず意味がないと思う。すぐに対応してもらいたい。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
81	4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	—	こども基本法に基づき、計画の検討にあたって、子供や若者の意見聴取をしていると思うが、その結果や計画の中でどのように活用されているかを明記すべき。国の「自治体こども計画策定のためのガイドライン」でも「要約された意見・提案等と、それを受けた対応については、計画上に分かりやすく示すことが望まれます。」と記載されており、子供・若者計画策定にあたって、同様の対応をすべきではないか。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
82	4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	—	こども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはどうか？意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想である。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があると思う。	・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		ご意見	都の考え方
83	4 子供・若者 施策の共通の基 盤となる取組	—	<p>子ども・若者の意見の政策反映について、子ども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けるような記述であり、安心した。例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られるが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念がある。基の趣旨に添って、子ども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたい。</p>	<p>・頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
84	4 子供・若者 施策の共通の基 盤となる取組	—	<p>自治体の責務として、「子ども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはどうか？</p> <p>子ども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばならない。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得るし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められる。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられる。</p>	<p>・計画案【施策推進の視点2】では、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、対話をしながら支援に反映する視点とし、困難な状況に置かれた子供・若者、様々な状況にあって声を上げにくい子供・若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子供・若者も、自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要です。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いを汲み取るための十分な配慮を行うことも求められるとしております。</p>
85	4 子供・若者 施策の共通の基 盤となる取組	—	<p>自治体の責務として「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないよう努める」としてはどうか？</p> <p>こども家庭庁より、「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の同第二章p14への意見に対し「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」「多様な子ども・若者から参加してもらえよう(略)地方自治体で取り組んでいただきたい」とし、また、「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」の意見16-21に同じ考えを示している。</p>	<p>・計画案【施策推進の視点2】では、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、対話をしながら支援に反映する視点とし、困難な状況に置かれた子供・若者、様々な状況にあって声を上げにくい子供・若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子供・若者も、自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要です。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いを汲み取るための十分な配慮を行うことも求められるとしております。</p>
その他				
86	—	—	<p>どれも全部辞めてください。</p>	<p>・本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画であり、子供・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念としています。</p>